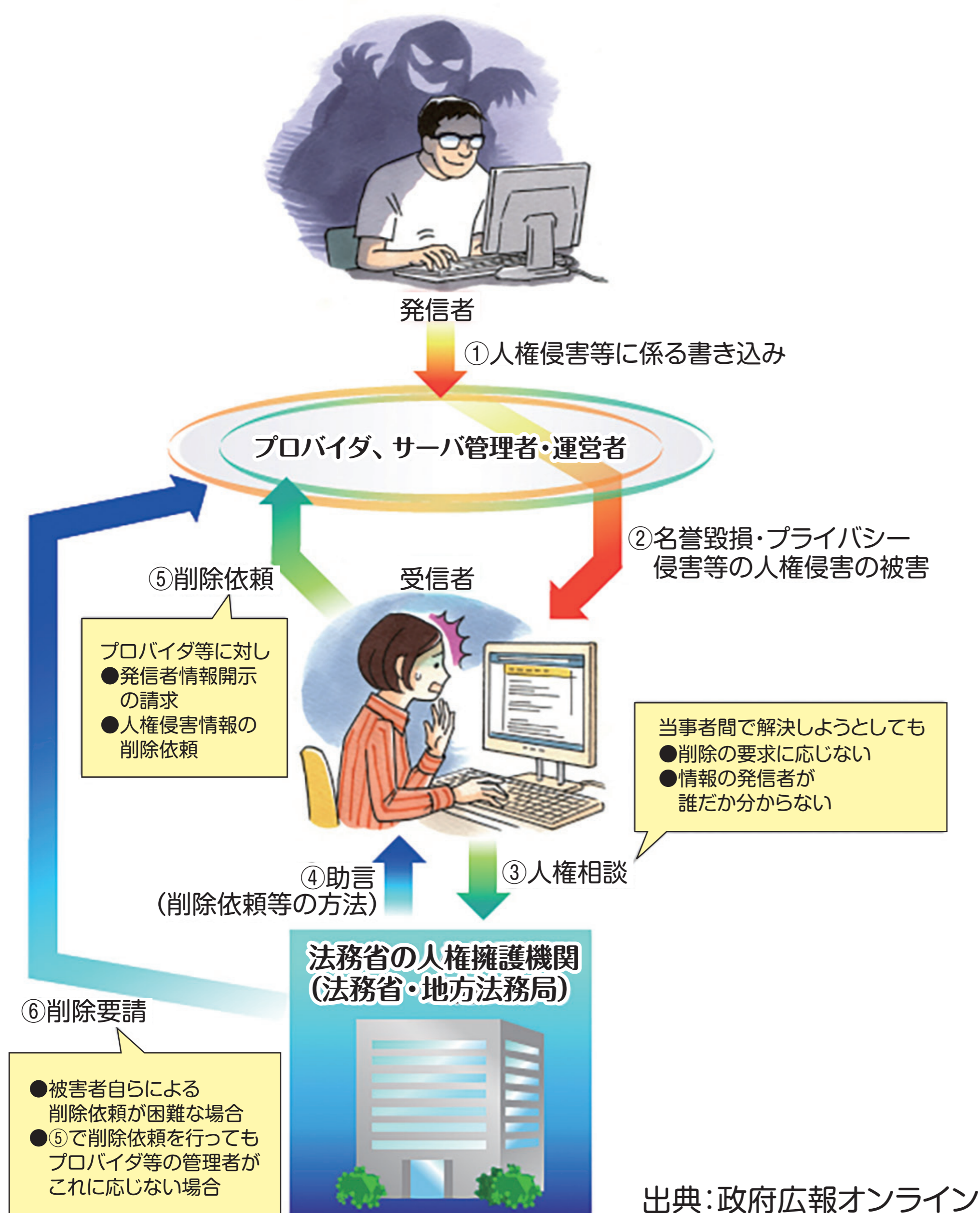


13. インターネット上で 人権侵害を受けたときは

インターネット上の掲示板やSNSで自分の名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されているのを発見した場合、被害者は、その運営者(管理人)に削除を求めることができます。さらに、プロバイダ責任制限法などに基づき、プロバイダやサーバーの管理・運営者に対し、人権侵害情報の発信者情報の開示を求めたり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることもできます。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応



人権侵害についての相談窓口

削除依頼の方法についての相談など

- みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

最寄りの法務局・地方法務局につながります

☎0570-003-110

- 法務省インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

人権に関する相談

- 三重県人権センター

☎059-233-5500

